

別表( ) 高等学校教諭一種免許状(情報)取得希望者の単位修得方法(夜間主コース)  
平成24年度以降入学者

免許法施行規則66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法	2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツe(水泳) 健康スポーツf(スキー) 健康スポーツg(スキー) 生活と健康	2	1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 B1 英語 B2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2		
	・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教育心理	2		
	・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		情報科教育法 情報科教育法	2 2		
	・道徳の指導法		道徳教育			
	・特別活動の指導法		特別活動論	1		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2		
教育実習		3	事前・事後指導 教育実習	1 2		
教職実践演習		2	教育実践演習(中・高)	2		
合単位		23		26		26単位必修

## 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
情報社会及び情報倫理	20 単位	社会情報論	2		(昼間コース科目)
		組織情報論		2	
コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)		情報処理基礎	2		(昼間コース科目)
		情報処理	2		
		情報数理		2	
		ソフトウェア科学	4		
		計画科学		2	
		意思決定論		4	(昼間コース科目)
情報システム(実習を含む。)		情報システム論	2		(昼間コース科目)
		情報システム構築論		2	
	情報システム管理論		2	(昼間コース科目)	
	経営システム基礎		2		
情報通信ネットワーク(実習を含む。)		コンピュータネットワーク論	2		
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	デジタルデザイン論	2		(昼間コース科目)	
	オペレーションズ・リサーチ	2			
情報と職業	情報と職業	2		(昼間コース科目)	
	ビジネスシステム論		2		
要修得単位	20		20		

## 教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		16	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて16単位以上修得すること。

備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(23単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち、別表( )～( )において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「教科に関する科目」で20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教科に関する科目」中、昼間コースの「情報処理」、「コンピュータネットワーク論」の単位を修得した場合、「教科又は教職に関する科目」の単位は、修得した単位数によって、10単位又は8単位が必修となる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」及び「教科に関する科目」は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教科に関する科目」は、昼間コースシラバスの別表( )を併用して単位を修得することができる。